

子ども・子育て新支援制度に基づく、認可・認定を受けた認定こども園、幼稚園（私学助成園を除く）、保育所、及び地域型保育事業所の施設運営

札幌市の各施設は、下記により運営されている

保育所、地域型事業所・・・給付費+札幌市補助金

幼稚園、認定こども園・・・給付費+札幌市補助金+北海道補助金

給付費の基本

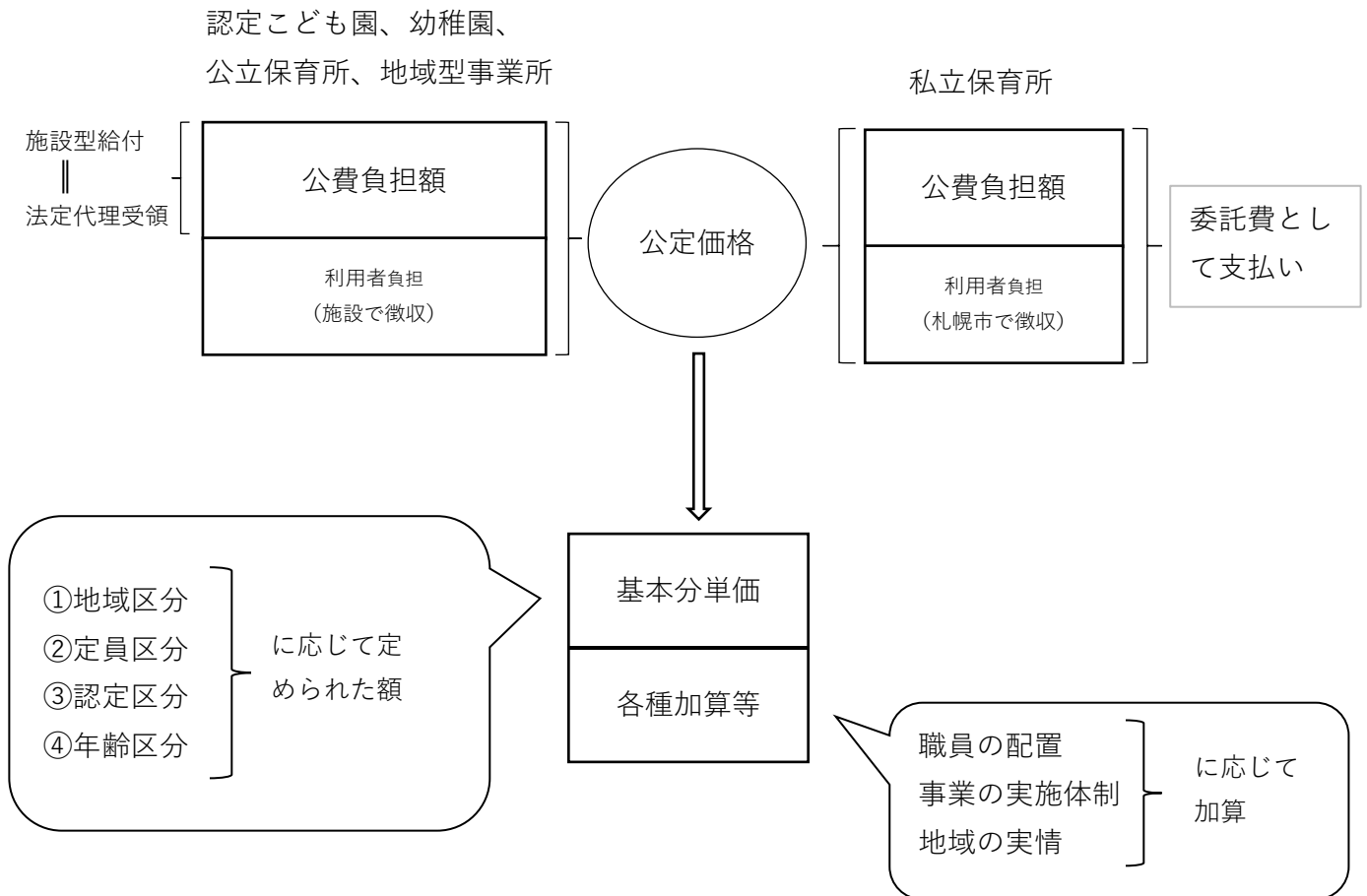
公定価格 内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(基本分+各種加算)×児童数

基本分単価

地域区分、利用定員別、認定区分、年齢別により算出

*教育・保育に係る人件費、管理費、事業費を積算したもの



加算 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算される

加算項目	保育所	認定こども園	幼稚園	小規模保育事業	家庭的保育事業所
処遇改善等加算Ⅰ	○	○	○	○	○
副園長・教頭配置加算		○	○		
学級編成調整加配加算		○			
3歳児配置改善加算	○	○	○		
満3歳児対応加配加算		○	○		
講師配置加算		○	○		
チーム保育加配加算		○	○		
障害児保育加算				○	○
資格保有者加算					○
家庭的保育補助者加算					○
家庭的保育支援加算					○
通園送迎加算		○	○		
給食実施加算（1号）		○	○		
休日保育加算	○	○		○	
減価償却費加算	○	○		○	○
賃借料加算	○	○		○	○
チーム保育推進加算	○				
副食費徴収免除加算（1号）		○	○		
副食費徴収免除加算（2号）	○	○			
特定加算項目					
療育支援加算	○	○	○		
事務職員雇上費加算	○				
指導充実加配加算		○	○		
事務職員配置加算		○	○		
事務負担対応加配加算		○	○		
処遇改善等加算Ⅱ	○	○	○	○	○
栄養管理加算	○	○	○	○	○
冷暖房費加算	○	○	○	○	○
主任保育士専任加算	○				
主幹教諭等専任加算			○		
子育て支援活動費加算			○		
施設関係者評価加算		○	○		
高齢者等活躍促進加算	○	○			
施設機能強化推進費加算	○	○	○	○	○
小学校接続加算	○	○	○		
第三者評価受審加算	○	○	○	○	○

減算項目	保育所	認定こども園	幼稚園	小規模保育事業	家庭的保育事業所
分園の場合	○	○			
施設長を配置していない場合	○				
土曜日に閉所する場合	○	○		○	○
定員を恒常的に超過する場合（1号）		○			
定員を恒常的に超過する場合（2・3号）		○			
定員を恒常的に超過する場合	○		○	○	
主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合（1号）		○			
主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合（2・3号）		○			
年齢別配置基準を下回る場合		○	○		
連携施設を設定しない場合				○	○
食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合				○	○
管理者を配置していない場合				○	

加算申請のスケジュール

対象期間		申請期間	審査完了
1期	4～6月	5月	それぞれの期の精算審査開始前
2期	7～9月	8月	
3期	10～12月	11月	
4期	1～3月	2月～3月	

幼稚園

I 基本分単価に含まれる職員構成

* 以下の要件を充足する必要がある。

(ア) 園長
(イ) 教員（教諭等） 以下 i と ii を合計した数であること
* 「教員（教諭等）」とは幼稚園教諭免許状を有する者（副園長及び教頭はこの限りではない）
i 年齢別配置基準
4 歳児以上 : 30 人につき 1 人
3 歳児及び満 3 歳児 : 20 人につき 1 人
* 「4 歳児以上児」及び「3 歳児」とは年度初日の前日における満年齢による
* 「満 3 歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢が 2 歳で、年度途中で満 3 歳に達し入園した者
ii 学級編成調整加配
教育標準時間認定こどもに係る利用定員が 36 人以上 300 人以下の施設に 1 人
(イ) その他
i 事務職員及び非常勤事務職員 * 園長等の職員が兼務する場合、又は業務委託する場合は、配置は不要
* 非常勤職員については、週 2 日分の費用を算定
iv 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師 * 嘱託等で可

II 基本加算部分

1 処遇改善加算 I	別途定めるところによる
2 副園長・教頭配置加算	
加算要件	園長以外の教員として、以下の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設
i	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 27 条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない
ii	学校教育法施行規則（昭和 25 年文部省令第 11 号）第 23 条において準用する第 20 条から第 22 条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む
iii	当該施設に常時勤務する者であること
iv	園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第 5 条第 3 項に規定する教員に該当しないこと
添付書類	<ul style="list-style-type: none">● 札幌市加算申請様式 別紙 1 - 1● 発令又は辞令書（写し）● 札幌市加算申請様式 様式 2● 同一又は系列法人内で複数施設を運営している場合は、様式 1 - 2 を作成すること。別紙で作成する場合は、本務・兼務の有無を別途記載すること● 園長が兼務している場合は様式 5

3 3歳児配置改善加算

加算要件 教員（教諭等）の年齢別配置基準のうち3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設

添付書類 ● 札幌市加算申請様式 様式5

4 満3歳児対応加配加算

加算要件 教員（教諭等）の年齢別配置基準のうち満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人により実施する施設に加算

添付書類 ● 札幌市加算申請様式 様式5

5 講師配置加算

加算要件 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し教諭等の発令を受けている者）を配置する利用定員が35人以下または121人以上の施設

添付書類 ● 札幌市加算申請様式 様式2、様式5
● 幼稚園教諭免許状の写し
● 発令書（若しくは契約書）の写し

6 チーム保育加配加算

加算要件 (1) 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて教員を配置している施設
(2) 副担任等の学級担任以外の教員を配置する、少人数の学級編成を行う等、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合

添付書類 ● 札幌市加算申請様式 様式4、様式5

7 通園送迎加算

加算要件 利用子どもの通園の便宜を図るため送迎を行う施設に加算
*送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等）は問わない

添付書類 ● 通園送迎の年間実施状況（始期と終期）がわかる資料等（年間運航スケジュール等）

8 給食実施加算

加算要件 給食を実施している施設に加算
*給食の実施方法（業務委託、外部購入等）は問わない。

区分 1 施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている
2 施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している

添付書類 ● 給食の実施状況がわかる資料（当該年度の給食実施計画表等）
上記資料を提出できない場合は、昨年度の実施状況を記載し、次の2点を提出すること
① 昨年の給食の年間実施状況がわかる資料等
② 当該年度の休職開始月の実施状況がわかる資料等
● 区分1で、調理業務を第三者に委託している場合は、次の2点を提出すること
① 外部委託等調理員が自園で実施している状況がわかる書類（業務委託契約書等）
② 外部委託等の実施体制がわかる書類（業務委託契約書、運営要綱・規程等）

- 区分2の場合は、委託等の状況がわかる書類（業務委託契約書等）

9 副食費徴収免除加算

- 加算要件
- (1) 利用子どもの全てに副食の全てを提供する日がある。（おやつや牛乳飲みなど、副食の一部を提供する場合は対象外）
 - (2) 利用子どもである副食費免除対象子どもに副食の全てを提供する日がある施設

添付書類 ● 給食の内容・実施日数がわかる書類（献立表等）

III減算(加減調整部分)

- ### 1 年齢別配置基準を下回る場合
- 基本分単価で定める教員数を下回る場合に調整する

IV減算（乗除調整部分）

- ### 1 定員を恒常的に超過する場合
- 直前の連続する2年間常に利用定員を超過しており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設に適用する。
- * 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項
利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼稚園設置基準及び本通知等に定める基準を満たしていること
 - * 年間平均在所率
当該年度における各月の初日の在籍子ども数の挿話を各月の初日の利用数の総和で除したものをいう。

V 特定加算

1 主幹教諭等専任加算

- 加算要件
- (1) 主幹教諭等を指導計画の立案等や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超過して代替教員（非常勤講師等）を配置し、地域住民等の子供の療育支援の取り組む場合に適用する。
 - (2) 下記事業のうち2つ以上を実施している。
 - i 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しておりかつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの。私学助成の子育て支援活動の推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業等（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる解体で実施されている場合に限る）により行う預り保育を含む。）
 - ii 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む）

- iii 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）
- iv 障がい児（軽度障がい児を含む）に対する教育・保育の提供（月の初日において障がい児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）
- v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの
 - ①小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること
 - ②授業・行事・研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年間を通じ複数回計画・実施していること
 - ③小学校との接続を見通した教育課程を編成していること

添付書類

- （2）の i に該当し私学助成の預かり保育事業を行っている場合は、利用延べ人数がわかる書類（利用状況表等）
- （2）の iv に該当する場合は、障がい児1名分の挙証書類1点（障害児手帳、医師の診断書、札幌市障がい児認定通知書、通所支援受給者証）
- （2）の v に該当する場合は以下の書類をすべて提出
 - ア) 業務分掌表等の業務分担がわかる書類
 - イ) 年間の交流計画書
 - ウ) 5～6歳児の教育課程の写し

2 子育て支援活動費加算

主幹教諭等専任加算の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいる施設

添付書類

- 保護者や地域住民から育児相談や地域の子育て支援活動がわかる書類

3 療育支援加算

加算要件

- 以下の要件すべてに該当している施設。
- i 主任教諭等専任加算を取得している
 - ii 主任教諭等補助者を配置している
 - iii 地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいる。
 - iv 月初日時点で障がい児を受け入れている

添付書類

- 障害児1名分の挙証書類1点（障害児手帳、医師の診断書、札幌市障がい児認定通知書、通所支援受給者証）
- 特別児童扶養手当を受給している場合は特別児童扶養手当受給者証の写し（期限が有効なもの）
- 保護者や地域住民から障がい児相談や地域の障がい児の子育て支援活動がわかる書類

4 事務職員配置加算

加算要件

基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合、又は業務委託をする場合は、配置は不要）を超えて非常勤事務職員を配置する、利用定員が91名以上の施設。

添付書類

- 札幌市加算申請様式 様式2
- 加算担当事務職員の雇用契約書（正職員の場合は発令書等）

5 指導充実加配加算

- 加算要件 (1) 基本分単価及び他の加算等の認定にあたって求められる必要教員数を超えて非常勤講師を配置する、利用定員が271名以上の施設。
- (2) 有効な幼稚園教諭免状を有している
- (3) 教諭等の発令を受けている

- 添付書類
- 札幌市加算申請様式 様式2、様式5
 - 幼稚園教諭免許状の写し
 - 発令書（もしくは雇用契約書）の写し

6 事務負担対応加配加算

- 加算要件 基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合、又は業務委託をする場合は、配置は不要）並びに事務職員配置加算において求められる非常勤事務職員を超過して、非常勤事務職員を配置する、利用定員が271名以上の施設。

- 添付書類
- 札幌市加算申請様式 様式2
 - 加算担当事務職員の雇用契約書（正職員の場合は発令書等）

7 処遇改善加算Ⅱ 別途定めるところによる

8 栄養管理加算

- 加算要件 食事の提供にあたり、栄養士を活用してアレルギー、アトピー等への助言、食育に関する継続的な指導を受けている施設

- 添付書類
- 札幌市加算申請様式 様式2、様式5
 - 栄養士の資格者証写し
 - アレルギー、アトピー等への助言、食育に関する指導がわかる挙証書類
 - 直接雇用以外（嘱託等）の場合は、栄養士の活用、配置状況がわかる挙証書類

9 冷暖房費加算 すべての施設に加算する

3月のみ加算

9 施設関係者評価加算

- 加算要件 自己評価（学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価）を実施するとともに施設関係者評価（第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者（幼稚園職員を除く）による評価）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合に加算
- * 施設関係者評価等の内容については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が作成したものを含む）し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保に配慮して実施するものとする。

- 添付書類
- 施設で設定している評価項目等がわかる書類（職員の自己評価シートなど）
 - 施設関係者（評価委員会等）がわかる資料（会議録、委員会への委嘱状等）
 - 公開保育の実施予定がわかる書類（公開保育の計画書等）

10 施設機能強化推進費加算

- 加算要件
- (1) 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取り組みを行う施設
 - (2) 取組に必要となる必要経費が、16万円以上見込まれること
 - (3) 下記事業のうち複数を実施していること
 - i 幼稚園型一時預かり事業
 - ii 一般型一時預かり事業
 - iii 満3歳児に対する教育・保育を提供している
 - iv 障がい児（軽度障がい児を含む）が0人以上利用している施設

実績報告 本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出する

- 添付書類
- 16万円以上の経費を使用したこと（又は予定）を証明する書類（品名の内訳がわかる見積書、受領書のコピー等）
 - 事業の実施記録（保育日誌等）

11 小学校接続加算

- 加算要件
- 下記要件を満たし、小学校と連携・接続に係る取組を行う施設
- i 小学校と連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にしている
 - ii 授業・行事・研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している
 - iii 小学校との接続を見通した保育課程を編制している。（継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合も含む）

- 添付書類
- 業務分掌がわかる書類（業務分掌表等）
 - 子ども及び教職員が交流していることがわかる書類（交流当日の保育日誌等…予定ではなく結果の書類）
 - 小学校との接続を見通した教育課程がわかる書類（5～6歳児の保育（教育）課程）

12 第三者評価受審加算

- 加算要件
- 「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設

- 添付書類
- 第三者評価機関との契約書等

13 除雪費加算 札幌市の適用なし

14 降灰除去費加算 札幌市の適用なし

保育園

I 基本分単価に含まれる職員構成

*以下の要件を充足する必要がある。

(ア) 保育士	*年齢は、年度の初日の前日における満年齢による
i 年齢別配置基準	4歳児以上 : 30人につき1人 3歳児 : 20人につき1人 1, 2歳児 : 6人につき1人 乳児 : 3人につき1人
ii その他	a 利用定員90人以下の施設につき1人 b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設につき1人 c 上記i及びiiのa, bの保育士1人当たり研修代替保育士として年間3日の費用を算定
(イ) その他	
i 施設長	1人 *児童福祉事業等に2年以上従事した者、またはこれと同等以上の能力を有すると認められるもので、常時実際にその施設の運営管理業務に専従し、かつ委託費からの給与と支出がある者 《児童福祉事業等に従事した者の例》 児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員、児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等 《同等以上の能力を有すると認められる者の例》 公的機関等が実施する施設長研修等を受講した者
ii 調理員等	利用定員40人以下 : 1人 41～150人 : 2人 151人以上 : 3人(うち1人は非常勤) *調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる
iii 非常勤事務職員	*施設長等の職員が兼務する場合、又は業務委託する場合は、配置は不要
iv 嘱託医・嘱託歯科医	

II 基本加算部分

1 処遇改善加算 I	別途定めるところによる
2 3歳児配置改善加算	
加算要件	保育士の年齢別配置基準のうち3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人配置する施設に加算
添付書類	札幌市加算申請様式 様式2、様式5
3 休日保育加算	日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)に保育を実施する施設に加算

加算要件	<p>(1) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施する施設 *ここでいう施設には、複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く）又は、企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設（以下「共同実施施設」という）を含む。</p> <p>(2) 対象となる子どもの年齢及び人数に応じて本事業を担当する保育士を配置すること *児童福祉施設設備運営基準第33条の第2項及び附則第94条から第97条並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2条の規定に基づくものであること。</p> <p>(3) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること</p> <p>(4) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日等における職員の配置状況が記載された職員体制図等 ● 共同保育実施施設は、共同保育により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規定
実績の報告等	<p>本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出する</p>
4 減価償却費加算	<p>加算額は「標準」又は「都市部」の区分に応じた金額 (札幌市は「都市部」)</p>
加算要件	<p>(1) 保育所の用に供する建物が自己所有であること *施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(2) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること</p> <p>(3) 建物を整備・改修に当って、設備整備費又は改修費等（以下「設備整備費等」という）の国庫補助金を受けていないこと *施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件すべてに該当する改修等を行った場合には上記に該当するとして差し支えない。 ①老朽が等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ改修等に要した費用が1,000万円以上であること</p> <p>(4) 賃借料加算の対象となっていないこと</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等（写し）
5 賃借料加算	<p>加算額はA～Dの地域区分ごとに定められた金額（札幌市はD地域）</p>
加算要件	<p>(1) 保育所の用に供する建物が賃貸物件であること *施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</p>

(2) 賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと

* 「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用機会均等・児童家庭職長通知)に定める「都市部における保育所への賃貸料支援事業」による国庫補助を除く

(3) 減価償却費加算の対象となっていないこと

添付書類 ● 賃貸契約書等(写し)

6 チーム保育推進加算

加算要件 (1) 「必要保育士数」を超えて保育士を配置していること

* 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数

(2) キャリアを積んだチームリーダーの位置づけ等チーム保育体制を整備すること

* 主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。

(3) 職員の平均経験年数が12年以上であること

* 職員の平均経験年数については、処遇改善等加算Iにおける職員1人当たりの平均経験年数をもって確認する

(4) 当該加算による増収は保育士の増員や、当該保育所全体の賃金改善に充てること

添付書類 ● 札幌市加算申請書様式4(チーム保育体制がわかる拳証書類により代替可能)、様式5

実績の報告等 年度終了後速やかに実績報告書を市町村長に提出

* 加算額と(4)の要件に掲げる支出とを比較して差額が生じた場合には、翌年度においてその全額を一時金等により賃金改善に充てること

7 副食費徴収免除加算

すべての施設に加算する

III減算(加減調整部分)

1 分園の場合 保育所の分園に適用する。(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)により設置された保育所分園)

2 施設長を配置していない場合 Iの(イ)のiの要件を満たす施設長を配置していない施設
* 2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長の職務を行っていないものは欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したことはない

添付書類 ● 札幌市加算申請様式 別紙1-1
● 所長研修を受講している場合は研修修了書
● 同一法人内で複数施設又は事業を運営している場合は、別紙1-2

3 土曜日に閉所する場合 施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ)に係る保育の利用希望がないなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設。

* 開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱う。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業は除く)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱う。

IV減算（乗除調整部分）

1 定員を恒常的に超過する場合 直前の連続する5年間常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設に適用する。

*利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設定備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、児童福祉施設設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること

*年間平均在所率

当該年度における各月の初日の在籍子ども数の挿話を各月の初日の利用数の総和で除したものをいう。

V 特定加算

1 主任保育士専任加算

- 加算要件 (1) 主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置し、地域住民等の子供の療育支援の取り組む場合に適用
- (2) 下記事業のうち2つ以上を実施している。
- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの）…実施協議書を提出し実施の承認を得ていることが必要
 - ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの）…年度当初から事業を開始する場合は、5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う
 - iii 病児保育事業…札幌市に該当施設なし
 - iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）
 - v 障がい児（軽度障がい児を含む）が1人以上利用している施設（月の初日において障がい児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

添付書類

- 札幌市加算申請様式 様式2、様式5
- 事業要件のうちvに該当する場合、障害児1名分の挙証書類1点
- 保護者や地域住民から育児相談や地域の子育て支援活動がわかる書類

2 療育支援加算

加算要件 以下の要件すべてに該当していること

- i 主任保育士専任加算を取得している
- ii 障がい児を受け入れている施設で主任保育士を補助する者（療育支援補助者）を配置している

iii 地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいる。

添付書類

- 障害児 1 名分の挙証書類 1 点
- 札幌市加算申請様式 様式 2、様式 5
- 保護者や地域住民から育児相談や地域の子育て支援活動がわかる書類

3 事務職員雇上費加算

- 加算要件
- (1) 事務職員を配置している（園長等が兼務若しくは業務委託している場合は配置不要）
 - (2) 下記事業のうちいずれかを実施していること
 - i 延長保育事業
 - ii 一時預かり事業（一般型）
 - iii 病児保育事業…札幌市に該当施設なし
 - iv 乳児が 3 人以上利用している施設
 - v 障がい児（軽度障がい児を含む）が 1 人以上利用している施設

添付書類

- 札幌市加算申請様式 様式 2、様式 5
- ⑤に該当する場合は、障害児 1 名分の挙証書類 1 点

4 処遇改善加算 II 別途定めるところによる

5 栄養管理加算

加算要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用して栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育に関する継続的な指導を受けている施設

添付書類

- 札幌市加算申請様式 様式 2、様式 5
- 栄養士の資格者証写し
- アレルギー、アトピー等への助言、食育に関する指導がわかる挙証書類
- 直接雇用以外（嘱託等）の場合は、栄養士の活用、配置状況がわかる挙証書類

6 冷暖房費加算 すべての施設に加算する

7 除雪費加算 札幌市の適用なし

8 降灰除去費加算 札幌市の適用なし

3 月のみ加算

9 高齢者等活躍促進加算

- 加算要件
- (1) 高齢者等（60 歳以上の者、身体障害者（障害者手帳を所持している）、知的障害者（療育手帳又は判定書を所持している）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳を所持している）、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用し、施設業務の中で比較的高齢者等に適した業務を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400 時間以上見込まれること。

* 札幌市が実施する補助金の対象職員として人件費を計上しているものは、対象外

- (2) 下記事業のうちいずれかを実施していること
 - i 延長保育事業
 - ii 一時預かり事業（一般型）

- iii 病児保育事業…札幌市に該当施設なし
- iv 乳児が3人以上利用している施設
- v 障がい児（軽度障がい児を含む）が1人以上利用している施設

実績報告 本加算の適用を受けた施設は、翌年3月末日までに実績報告書を市町村長に提出する

- 添付書類
- 契約がわかる書類（雇用契約書等）
 - 勤務形態（1日の実労働時間及び月の勤務日数）がわかる書類（雇用契約書、出勤簿等）
 - 勤務時間がわかる書類（給与明細書、出勤簿、タイムカードなどの勤務時間が記載されているもの）
 - 高齢者：生年月日を確認できる書類
 - 障害者：身体障害者手帳、療育手帳（もしくは判定書）、精神障害者手帳
 - 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦：ひとり親家庭等であることを証明できる書類

10 施設機能強化推進費加算

- 加算要件
- (1) 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取り組みを行う施設
 - (2) 取組に必要となる必要経費が、16万円以上見込まれること
 - (3) 下記事業のうち複数を実施していること
 - i 延長保育事業
 - ii 一時預かり事業（一般型）
 - iii 病児保育事業…札幌市に該当施設なし
 - iv 乳児が3人以上利用している施設
 - v 障がい児（軽度障がい児を含む）が1人以上利用している施設

実績報告 本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出する

- 添付書類
- 16万円以上の経費を使用したこと（又は予定）を証明する書類（品名の内訳がわかる見積書、受領書のコピー等）
 - 事業の実施記録（保育日誌等）

11 小学校接続加算

- 加算要件
- 下記要件を満たし、小学校と連携・接続に係る取組を行う施設
 - i 小学校と連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にしている
 - ii 授業・行事・研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している
 - iii 小学校との接続を見通した保育課程を編制している。（継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合も含む）

- 添付書類
- 業務分掌がわかる書類（業務分掌表等）
 - 子ども及び教職員が交流していることがわかる書類（交流当日の保育日誌等…予定ではなく結果の書類）

- 小学校との接続を見通した教育課程がわかる書類（5～6歳児の保育（教育）課程）

12 第三者評価受審加算

加算要件 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が民間に行わせるものを含む）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設

添付書類 ● 第三者評価機関との契約書等

認定こども園（教育標準時間認定1号）

I 基本分単価に含まれる職員構成

*以下の要件を充足する必要がある。

*分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。ただし嘱託医は中心園に配置していることから不要。

(ア) 保育教諭等	以下 i と ii を合計した数であること								
	<p>*「保育教諭等」とは幼保連携型認定こども園のあつては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ保育士としての登録を受けた者をいい、その他認定こども園にあつては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう（副園長及び教頭はこの限りではない）</p> <p>i 年齢別配置基準</p> <table border="0"> <tr> <td>4歳児以上</td> <td>: 30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>3歳児及び満3歳児</td> <td>: 20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>1,2歳児（保育認定こどもに限る）</td> <td>: 6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>: 3人につき1人</td> </tr> </table> <p>*「4歳児以上児」、「3歳児」、「1,2歳児」、「乳児」とは年度初日の前日における満年齢による</p> <p>*「満3歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢が2歳で、年度途中で満3歳に達し入園した者</p>	4歳児以上	: 30人につき1人	3歳児及び満3歳児	: 20人につき1人	1,2歳児（保育認定こどもに限る）	: 6人につき1人	乳児	: 3人につき1人
4歳児以上	: 30人につき1人								
3歳児及び満3歳児	: 20人につき1人								
1,2歳児（保育認定こどもに限る）	: 6人につき1人								
乳児	: 3人につき1人								
ii その他	<p>a 保育認定こどもに係る利用定員が90人以下の施設については1人</p> <p>b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人（保育認定こどもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は、非常勤の講師としても差し支えない）</p> <p>c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人（うち1人は非常勤講師等でも可とする）…保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>d 上記 i 及び ii の a, b の保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定（保育認定こどもの人数に係る保育教諭等に限る）…当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を行う際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当に充当が可能</p>								
(イ) その他									
i 園長									
ii 調理員等	<p>保育認定こどもに係る利用定員40人以下の施設は1人</p> <p>41人以上150人以下の施設は2人</p> <p>151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）</p>								
iii 事務職員及び非常勤事務職員	<p>*施設長等の職員が兼務する場合、又は業務委託する場合は、配置は不要</p> <p>*非常勤職員については、1人分の費用（教育標準時間認定子どもに係る利用定員が91人以上の施設に限る）及び週2日分の費用を算定</p>								
iv 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師	*嘱託等で可								

II 基本加算部分

1 処遇改善加算 I 別途定めるところによる

2 副園長・教頭配置加算

加算要件

園長（施設長）以外の教員として、以下の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設（保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園においては、次の要件に準じて副園長又は教頭を配置している施設）に加算。*配置人数にかかわらず同額

- i 認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 平成18年法律第77号）第14条又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない
- ii 認定こども園法施行規則（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 平成26年内閣府・文部科学省令第2号）第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則（昭和25年文部省令第11号）第23条において準用する第20条から第22条までに該当する者として発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む
- iii 当該施設に常時勤務する者であること
- iv 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこ

添付書類

- 札幌市加算申請様式 別紙1-1
- 発令又は辞令書（写し）
- 札幌市加算申請様式 様式2
- 同一又は系列法人内で複数施設を運営している場合は、様式1-2を作成すること。別紙で作成する場合は、本務・兼務の有無を別途記載すること
- 園長が兼務している場合は様式5

3 学級編成調整加配加算

加算要件

年齢別配置基準を満たし、1号認定及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に加算

添付書類

- 札幌市加算申請様式 様式5

4 3歳児配置改善加算

加算要件

教員（教諭等）の年齢別配置基準のうち3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設

添付書類

- 札幌市加算申請様式 様式5

5 満3歳児対応加配加算

加算要件

教員（教諭等）の年齢別配置基準のうち満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人により実施する施設に加算

添付書類

- 札幌市加算申請様式 様式5

6 講師配置加算

加算要件 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し教諭等の発令を受けている者）を配置する1号認定の子どもの利用定員が35人以下または121人以上の施設

添付書類 ● 札幌市加算申請様式 様式2、様式5
● 幼稚園教諭免許状の写し
● 発令書（若しくは契約書）の写し

7 チーム保育加配加算

加算要件 (1) 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を充足している。
(2) 副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編成を行う等、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合

添付書類 ● 札幌市加算申請様式 様式4、様式5

8 通園送迎加算

加算要件 利用子どもの通園の便宜を図るため送迎を行う施設に加算
*送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等）は問わない

添付書類 ● 通園送迎の年間実施状況（始期と終期）がわかる資料等（年間運航スケジュール等）

9 給食実施加算（1号）

加算要件 1号児童に対し給食を実施している施設に加算
*給食の実施方法（業務委託、外部購入等）は問わない。

区分 1 施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている
2 施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している

添付書類 ● 給食の実施状況がわかる資料（当該年度の給食実施計画表等）
上記資料を提出できない場合は、昨年度の実施状況を記載し、次の2点を提出すること
① 昨年の給食の年間実施状況がわかる資料等
② 当該年度の休職開始月の実施状況がわかる資料等
● 区分1で、調理業務を第三者に委託している場合は、次の2点を提出すること
① 外部委託等調理員が自園で実施している状況がわかる書類（業務委託契約書
● 区分2の場合は、委託等の状況がわかる書類（業務委託契約書等）

10 副食費徴収免除加算（1号）

加算要件 (1) 副食のすべてを提供している。（おやつや牛乳飲みなど、副食の一部を提供する場合は対象外）
(2) 利用子どもである副食費免除対象子どもに副食の全てを提供する日がある施設

添付書類 ● 給食の内容・実施日数がわかる書類（献立表等）

11 休日保育加算

加算要件 日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）に保育を実施する施設に加算

加算要件 (1) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施する施設

*ここでいう施設には、複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く）又は、企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設（以下「共同実施施設」という）を含む。

- (2) 対象となる子どもの年齢及び人数に応じて本事業を担当する保育教諭等を配置すること（児童福祉施設設備運営基準第33条第2項及び附則第94条から第97条、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2条）
- (3) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること
- (4) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること

添付書類 ● 休日等における職員の配置状況が記載された職員体制図等
● 共同保育実施施設は、共同保育により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規定

実績の報告等 本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出する

12 減価償却費加算

加算額は「標準」又は「都市部」の区分に応じた金額（札幌市は「都市部」）

- 加算要件
- (1) 認定こども園の用に供する建物が自己所有であること
*施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること
 - (2) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
 - (3) 建物を整備・改修に当って、設備整備費又は改修費等（以下「設備整備費等」という）の国庫補助金を受けていないこと
*施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件すべてに該当する改修等を行った場合には上記に該当するとして差し支えない。
①老朽が等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ改修に要した費用が1,000万円以上であること
 - (4) 賃借料加算の対象となっていないこと

添付書類 ● 建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等（写し）

13 賃借料加算

加算額はA～Dの地域区分ごとに定められた金額（札幌市はD地域）

- 加算要件
- (1) 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であり、賃借料が発生している。
*施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること
 - (2) 賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと

* 「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331第31号厚生労働省雇用機会均等・児童家庭職長通知)に定める「都市部における保育所への賃貸料支援事業」による国庫補助を除く

(3) 減価償却費加算の対象となっていないこと

添付書類 ● 賃貸契約書等(写し)

14 副食費徴収免除加算(2号) すべての施設に加算する

III 減算(加減調整部分)

1 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定していない場合(札幌市では想定していない)

教育標準時間認定子どもの利用定員を設定していない幼保連携型認定こども園に適用

2 分園の場合

「保育所型認定こども園」又は「分園を設置した保育所から移行した幼保連携型認定こども園」に適用

3 土曜日に閉所する場合

施設を利用する保育認定こどもについて、土曜日は(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ)に係る保育の利用希望がないなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設。

* 開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱う。なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業は除く)又は事業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定こどもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱う。

4 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合(1号)

以下のいずれかの取組を実施していない施設に適用

(1) 主幹教諭等及び代替教諭(教育)を配置している

(2) 職員配置を充足している

(3) 地域の子育て支援活動等に取り組んでいる

(4) 下記事業のうち2つ以上実施している

i 幼稚園型一時預かり事業

ii 一般型一時預かり事業

iii 満3歳児に対する教育・保育の提供

iv 障害児(軽度障害児を含む)に対する教育・保育の提供

v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの

① 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること

② 授業・行事・研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年間を通じ複数回計画・実施していること

③ 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること

添付書類

● 札幌市加算申請様式2、様式5

● iのうち私学助成預かり保育事業を行っている場合は、利用延べ人数がわかる書類(利用状況表等)

- ivに該当する場合は、障害児の挙証書類1点（障害児手帳、医師の診断書、札幌市障がい児保育認定通知、通所支援受給者証）
- vに該当する場合は、下記書類の全てを添付
 - ①業務分掌表等の業務分担がわかる書類
 - ②年間の交流計画書
 - ③5～6歳児の保育（教育）課程の写し
- 保護者や地域住民からの育児相談や地域の子育て支援活動がわかる書類

5 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合(2・3号)

以下のいずれかの取組を実施していない施設に適用

- (1) 主幹教諭等及び代替教諭（保育）を配置している
- (2) 職員配置を充足している
- (3) 地域の子育て支援活動等に取り組んでいる
- (4) 下記事業のうち2つ以上実施している
 - i 延長保育事業
 - ii 一般型一時預かり事業
 - iii 病児保育事業
 - iv 満3歳児が3人以上利用している
 - v 障害児（軽度障害児を含む）が1人以上利用している

添付書類

- 札幌市加算申請様式2、様式5
- vに該当する場合は、障害児の挙証書類1点（障害児手帳、医師の診断書、札幌市障がい児保育認定通知、通所支援受給者証）
- 保護者や地域住民からの育児相談や地域の子育て支援活動がわかる書類

6 年齢別配置基準を下回る場合 基本分単価で定める教員数を下回る場合に調整する

- ### 7 配置基準上求められる職員資格を有しない場合 *札幌市では認められていない
- 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、教諭免許又は保育士資格のいずれも有しないものがある場合に調整
- *本調整の算定上の「人数」は、上記の必要資格を有しないものの数を2で除して得た数とする。

IV減算（乗除調整部分）

- ### 1 定員を恒常的に超過する場合
- 直前の連続する2年間常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設に適用する。
- *利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項
利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設定備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、児童福祉施設設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること
- *年間平均在所率
当該年度における各月の初日の在籍子ども数の挿話を各月の初日の利用数の総和で除したものをいう。

V 特定加算

1 療育支援加算

- 加算要件 以下の要件すべてに該当していること
- i 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の減算を受けていない。
 - ii 療育支援補助者を配置している
 - iii 地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に取り組んでいる。
 - iv 月初日時点で障がい児を受け入れている

- 添付書類
- 障害児1名分の挙証書類1点（障害児手帳、医師の診断書、札幌市障がい児認定通知書、通所支援受給者証）
 - 特別児童扶養手当を受給している場合は特別児童扶養手当受給者証の写し（期限が有効なもの）
 - 保護者や地域住民から障がい児相談や地域の障がい児の子育て支援活動がわかる書
 - 札幌市加算申請様式 様式2

2 事務職員配置加算

- 加算要件 基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合、又は業務委託をする場合は、配置は不要）を超えて非常勤事務職員を配置する、利用定員が91名以上の施設。

- 添付書類
- 札幌市加算申請様式 様式2
 - 加算担当事務職員の雇用契約書（正職員の場合は発令書等）

3 指導充実加配加算

- 加算要件
- (1) 基本分単価において求められる必要教員数を超えて非常勤講師を配置する、1号及び2号の利用定員が271名以上の施設。
 - (2) 非常勤講師を配置し（正職の教諭の配置でも可）、職員配置を充足している
 - (2) 有効な資格（幼稚園教諭免+保育士資格）を有している
 - (3) 保育教諭等の発令を受けている

- 添付書類
- 札幌市加算申請様式 様式2、様式5
 - 幼稚園教諭免許状+保育士資格の写し
 - 発令書（もしくは雇用契約書）の写し

4 事務負担対応加配加算

- 加算要件 基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合、又は業務委託をする場合は、配置は不要）並びに事務職員配置加算において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する、利用定員が271名以上の施設。

- 添付書類
- 札幌市加算申請様式 様式2
 - 加算担当事務職員の雇用契約書（正職員の場合は発令書等）

5 処遇改善加算II

別途定めるところによる

6 栄養管理加算

- 加算要件 食事の提供にあたり、栄養士を活用してアレルギー、アトピー等への助言、食育に関する継続的な指導を受けている施設

- 添付書類
- 札幌市加算申請様式 様式2、様式5

- 栄養士の資格者証写し
- アレルギー、アトピー等への助言、食育に関する指導がわかる書類
- 直接雇用以外（嘱託等）の場合は、栄養士の活用、配置状況がわかる書類

7 冷暖房費加算

すべての施設に加算する

3月のみ加算

8 施設関係者評価加算

加算要件

自己評価（学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価）を実施するとともに施設関係者評価（第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者（幼稚園職員を除く）による評価）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合に加算
 ＊施設関係者評価の内容等については「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が作成したものを含む）に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとする

添付書類

- 施設で設定している評価項目等がわかる書類（職員の自己評価シートなど）
- 施設関係者（評価委員会等）がわかる資料（会議録、委員会への委嘱状等）
- 公開保育の実施予定がわかる書類（公開保育の計画書等）

9 高齢者等活躍促進加算

加算要件

- (1) 高齢者等（60歳以上の者、身体障害者（障害者手帳を所持している）、知的障害者（療育手帳又は判定書を所持している）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳を所持している）、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用し、施設業務の中で比較的高齢者等に適した業務を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。
- ＊札幌市が実施する補助金の対象職員として人件費を計上しているものは、対象外

- (2) 下記事業のうちいずれかを実施していること

- i 延長保育事業
- ii 一時預かり事業（一般型）
- iii 病児保育事業…札幌市に該当施設なし
- iv 乳児が3人以上利用している施設
- v 障がい児（軽度障がい児を含む）が1人以上利用している施設

実績報告

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出する

添付書類

- 契約がわかる書類（雇用契約書等）
- 勤務形態（1日の実労働時間及び月の勤務日数）がわかる書類（雇用契約書、出勤簿等）
- 勤務時間がわかる書類（給与明細書、出勤簿、タイムカードなどの勤務時間が記載されているもの）
- 高齢者：生年月日を確認できる書類

- 障害者：身体障害者手帳、療育手帳（もしくは判定書）、精神障害者手帳
- 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦：ひとり親家庭等であることを証明できる書類

10 施設機能強化推進費加算

- 加算要件
- (1) 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取り組みを行う施設
 - (2) 取組に必要となる必要経費が、16万円以上見込まれること
 - (3) 下記事業のうち複数を実施していること
 - i 延長保育事業
 - ii 一時預かり事業（一般型）
 - iii 乳児が3人以上利用している施設
 - iv 障がい児（軽度障がい児を含む）が1人以上利用している施設

実績報告 本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出する

- 添付書類
- 16万円以上の経費を使用したこと（又は予定）を証明する書類（品名の内訳がわかる見積書、受領書のコピー等）
 - 事業の実施記録（保育日誌等）

11 小学校接続加算

- 加算要件
- 下記要件を満たし、小学校と連携・接続に係る取組を行う施設
- i 小学校と連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にしている
 - ii 授業・行事・研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している
 - iii 小学校との接続を見通した保育課程を編制している。（継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合も含む）
- 添付書類
- 業務分掌がわかる書類（業務分掌表等）
 - 子ども及び教職員が交流していることがわかる書類（交流当日の保育日誌等…予定ではなく結果の書類）
 - 小学校との接続を見通した教育課程がわかる書類（5～6歳児の保育（教育）課程）

12 第三者評価受審加算

- 加算要件
- 「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設

添付書類 ● 第三者評価機関との契約書等

13 除雪費加算

札幌市の適用なし

14 降灰除去費加算

札幌市の適用なし

小規模保育事業

I 基本分単価に含まれる職員構成

*以下の要件を充足する必要がある。

(ア) 保育従事者	i と ii を合計した数。またこれとは別に非常勤の保育士を配置すること
i 年齢別配置基準	*すべて保育士であること 1, 2歳児：6人につき1人 乳児：3人につき1人 上記に加えて1人 *年齢は、年度の初日の前日における満年齢による
ii その他	保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人（保育士） i の保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定
(イ) その他	
i 管理者	1人 *管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。また、常時実際にその事業所に運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者
ii 非常勤調理員等	*調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる
iii 非常勤事務職員	*管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要
iv 嘱託医・嘱託歯科医	

※基本分単価には、連携施設経費も含まれている。

II 基本加算部分

1 処遇改善加算 I	別途定めるところによる
2 障害児保育加算	
加算要件	障害児（軽度障害児を含む）を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害者2人につき1人とする場合
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児保育認定通知、障害者手帳（療育手帳を含む）、医師の診断書（障害名が明記されていること。「～疑い」は不可）*通所支援受給者証は不可 ● 札幌市加算申請様式 様式5
3 休日保育加算	日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）に保育を実施する事業所に加算
加算要件	<p>(1) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施する施設 *ここでいう施設には、複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く）又は、企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設（以下「共同実施施設」という）を含む。</p> <p>(2) 対象となる子どもの年齢及び人数に応じて本事業を担当する保育士を配置すること</p>

*家庭的保育事業等設備運営基準第29条の第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条の規定に基づくものであること。

(3) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること

(4) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること

添付書類

- 札幌市加算申請様式 様式3、様式5（毎月作成）
- 共同保育実施施設は、共同保育により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規定

実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出する

4 減価償却費加算

加算額は「標準」又は「都市部」の区分に応じた金額
(札幌市は「都市部」)

加算要件

- (1) 小規模事業所の用に供する建物が自己所有であること
*施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること
- (2) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
- (3) 建物を整備・改修に当って、改修費等の国庫補助金を受けていないこと
*施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件すべてに該当する改修等を行った場合には上記に該当するとして差し支えない。
 - ①老朽が等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
 - ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
 - ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ改修に要した費用が1,000万円以上であること
- (4) 賃借料加算の対象となっていないこと

添付書類

- 登記の写し（建物が自己所有であることがわかるもの）
- 建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等（写し）

5 賃借料加算

加算額はA～Dの地域区分ごとに定められた金額（札幌市はD地域）

加算要件

- (1) 小規模事業所の用に供する建物が賃貸物件であること
*施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること
- (2) (1)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- (3) 賃借料の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと
*「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第31号厚生労働省雇用機会均等・児童家庭職長通知）に定める「都市部における保育所への賃貸料支援事業」による国庫補助を除く
- (4) 減価償却費加算の対象となっていないこと

添付書類

賃貸契約書等（写し） *年間を通じて賃料が発生し、第三者と賃貸契約を結んでいることがわかるもの

III減算(加減調整部分)

1 連携施設を設定していない場合 i～iiiの全てを満たさない場合に減算

- i 連携施設から、利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を受けている
- ii 連携施設から代替保育（事業者の職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、当該事業者に代わって提供する保育）の提供を受けている
- iii 連携施設について、卒園児童分の受け入れ枠（引き続き教育又は保育の提供を受け入れ）を整えている。（2歳児定員分の確保が必要）

2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

3 管理者を配置していない場合 (1)～(5)の要件を1つでも満たしていない場合に減算

- (1) 適切な従事経験等を有している
 - i 児童福祉事業等の従事経験2年以上
 - ii iに当てはまらない場合は、公的機関等の実施する所長研修（厚労省等から委託を受けた研修に限る）を受講した者である
 - iii iiに当てはまらない場合は、年度内に公的機関等の実施する所長研修（厚労省等からの委託を受けた研修に限る）を受講する予定である。
- (2) 常時実際にその施設の運営管理の業務に専従している
 - *施設長が時短勤務の場合は、以下の要件をすべて満たしていること
 - ・子ども未来局に事前に相談・届出ている
 - ・時短勤務のやむを得ない事情がある（産休明け等）
 - ・就業規則上時短勤務を定めており、常勤と同等の給与を支給している
- (3) 給付費から給与を支出している
- (4) 社会福祉法人又は学校法人以外の場合、保育士資格を保有している
- (5) 管理者を配置している

添付書類

- 札幌市加算申請書様式 別紙1-1（現在までの経歴・職歴をまとめた経歴書）
- 所長研修を受講している場合は研修修了証
- 同一法人内で複数施設又は事業を運営している場合は、札幌市加算申請様式 別紙1-2を作成
- 保育士資格証の写し
- 札幌市加算申請様式 様式2

4 土曜日に閉所する場合 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日は（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ）に係る保育の利用希望がないなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設。

* 開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱う。なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業は除く）又は事業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定こどもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱う。

添付書類

● 札幌市加算申請書様式 別紙 2

IV減算（乗除調整部分）

1 定員を恒常的に超過する場合 直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設に適用する。

* 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、児童福祉施設設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること

* 年間平均在所率

当該年度における各月の初日の在籍子ども数の挿話を各月の初日の利用数の総和で除したものをいう。

IV特定加算

1 処遇改善加算 II 別途定めるところによる

2 栄養管理加算

加算要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用して栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育に関する継続的な指導を受けている施設

添付書類

- 札幌市加算申請様式 様式2、様式5
- 栄養士の資格者証写し
- アレルギー、アトピー等への助言、食育に関する指導がわかる書類
- 直接雇用以外（嘱託等）の場合は、栄養士の活用、配置状況がわかる書類

3 冷暖房費加算 すべての施設に加算する

4 除雪費加算 札幌市の適用なし

5 降灰除去費加算 札幌市の適用なし

3月のみ加算

6 施設機能強化推進費加算

加算要件

- (1) 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取り組みを行う施設
- (2) 取組に必要となる必要経費が、16万円以上見込まれること
- (3) 下記事業のうち複数を実施していること
 - i 延長保育事業
 - ii 一時預かり事業（一般型）
 - iii 乳児が3人以上利用している施設
 - iv 障がい児（軽度障がい児を含む）が1人以上利用している施設

実績報告	本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出する
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 16万円以上の経費を使用したこと（又は予定）を証明する書類（品名の内訳がわかる見積書、受領書のコピー等） ● 事業の実施記録（保育日誌等）
7 第三者評価受審加算	
加算要件	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が民間に行わせるものを含む）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設
添付書類	● 第三者評価機関との契約書等

家庭的保育事業

I 基本分単価に含まれる職員構成

*以下の要件を充足する必要がある。

(ア) 保育従事者	i と ii を合計した数
i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者	子ども3人につき家庭的保育者1人 *家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人
ii その他	上記 i の家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定
(イ) その他	
i 非常勤調理員等	*調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる
iii 非常勤事務職員	*利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助加算の適用を受ける事業所を除く *家庭的保育者等が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要
iv 嘱託医・嘱託歯科医	

II 基本加算部分

1 処遇改善加算 I	別途定めるところによる
2 資格保有者加算	
加算要件	家庭的保育者が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算
添付書類	● 札幌市加算申請様式 様式2、様式5 ● 家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し
3 家庭的保育補助者加算	
加算要件	家庭的保育補助者を配置する事業所に加算 *非常勤の調理員（食事の提供について自園調理又は連携施設からの搬入以外の方法による場合の調整の適用を受ける事業所を除く。）とは別途、家庭的保育補助者の配置が必要
添付書類	● 札幌市加算申請様式 様式2、様式5
4 家庭的保育支援加算（札幌市は原則非適用）	
加算要件	家庭的保育支援者又は連携施設から代替保育等の支援を受けて保育を実施する事業所に加算
5 障害児保育加算	
加算要件	障害児（軽度障害児を含む）を受け入れる事業所において、当該障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準を障害者2人につき1人とする場合
添付書類	● 障害児保育認定通知、障害者手帳（療育手帳を含む）、医師の診断書（障害名が明記されていること。「～疑い」は不可）*通所支援受給者証は不可 ● 札幌市加算申請様式 様式5

6 減価償却費加算 加算額は「標準」又は「都市部」の区分に応じた金額
(札幌市は「都市部」)

- 加算要件
- (1) 家庭的事業所の用に供する建物が自己所有であること
* 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること
 - (2) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
 - (3) 建物を整備・改修に当って、改修費等の国庫補助金を受けていないこと
* 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件すべてに該当する改修等を行った場合には上記に該当するとして差し支えない。
 - ①老朽が等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
 - ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
 - ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ改修に要した費用が1,000万円以上であること
 - (4) 賃借料加算の対象となっていないこと

- 添付書類
- 登記の写し (建物が自己所有であることがわかるもの)
 - 建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等 (写し)

7 賃借料加算 加算額はA～Dの地域区分ごとに定められた金額 (札幌市はD地域)

- 加算要件
- (1) 家庭的事業所の用に供する建物が賃貸物件であること。
* 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること
 - (2) (1)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
 - (3) 賃借料の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと
* 「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331第31号厚生労働省雇用機会均等・児童家庭職長通知)に定める「都市部における保育所への賃貸料支援事業」による国庫補助を除く
 - (4) 減価償却費加算の対象となっていないこと

- 添付書類
- 賃貸契約書等 (写し) * 年間を通じて賃料が発生し、第三者と賃貸契約を結んでいることがわかるもの

III 減算(加減調整部分)

1 連携施設を設定していない場合 i～iiiの全てを満たさない場合に減算

- i 連携施設から、利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を受けている
- ii 連携施設から代替保育(事業者の職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、当該事業者が代わって提供する保育)の提供を受けている

- iii 連携施設について、卒園児童分の受け入れ枠（引き続き教育又は保育の提供を受け入れ）を整えている。（2歳児定員分の確保が必要）

2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

- 3 土曜日に閉所する場合** 施設を利用する保育認定こどもについて、土曜日は（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ）に係る保育の利用希望がないなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設。
 ＊開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱う。
 なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業は除く）又は事業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定こどもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱う。

添付書類

- 札幌市加算申請書様式 別紙2

IV特定加算

- 1 処遇改善加算Ⅱ** 別途定めるところによる

2 栄養管理加算

加算要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用して栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育に関する継続的な指導を受けている施設

添付書類

- 札幌市加算申請様式 様式2、様式5
- 栄養士の資格者証写し
- アレルギー、アトピー等への助言、食育に関する指導がわかる書類
- 直接雇用以外（嘱託等）の場合は、栄養士の活用、配置状況がわかる書類

- 3 冷暖房費加算** すべての施設に加算する

- 4 除雪費加算** 札幌市の適用なし

- 5 降灰除去費加算** 札幌市の適用なし

3月のみ加算

6 施設機能強化推進費加算

加算要件

- (1) 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取り組みを行う施設
- (2) 取組に必要となる必要経費が、16万円以上見込まれること
- (3) 下記事業のうち複数を実施していること
 - i 延長保育事業
 - ii 一時預かり事業（一般型）
 - iii 乳児が3人以上利用している施設
 - iv 障がい児（軽度障がい児を含む）が1人以上利用している施設

実績報告

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出する

添付書類

- 16万円以上の経費を使用したこと（又は予定）を証明する書類（品名の内訳がわかる見積書、受領書のコピー等）
- 事業の実施記録（保育日誌等）

7 第三者評価受審加算

加算要件 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が民間に行わせるものを含む）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設

添付書類 ● 第三者評価機関との契約書等

* 参考資料

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」

(令和3年3月31日改正)

札幌市 「2022年度施設型給付等にかかる加算（調整）適用申請書」